

薬剤の一般名処方名称を記載する処方箋の交付について

製造会社の製造・品質管理体制不備による出荷停止・調整やコロナ渦による流通悪化により、医療機関及び薬局では非常に多くの製品を自由に入手することが困難な状況が続いております。

このような状況から処方内容を一般処方名称で記載することにより、対応する保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性が増し、患者様に安定的にお薬を供給できることとなります。

当院では、日頃より一般名処方での処方化を推進しておりますが、こういった医薬品の供給状況を踏まえつつ、銘柄名処方を一般名処方に変更させていただく場合がございます。

該当する場合は趣旨を含めた十分な説明を当院スタッフよりさせていただきます。

どうかご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和 5 年 3 月 9 日

かづの厚生病院